

事業者の皆様へ

産業廃棄物処理業者に係る許可有効期間の延長措置について (行政上の権利利益に係る満了日の延長について)

令和6年1月能登半島地震による災害に関し、令和6年1月18日付けで、別添のとおり環境省から事務連絡があり、特定非常災害発生日（令和6年1月1日）以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業および特別管理産業廃棄物処分業）を行う者について、当該許可の有効期間の満了日を令和6年6月30日まで延長することとなりました。

本県ではこの延長措置の取扱いについて次のとおりとしますので、ご留意ください。

1 対象事業者

特定非常災害発生日（令和6年1月1日）以降に許可の有効期間が満了し、令和6年6月29日以前にその有効期間が満了するものであって、特定被災区域（※1）内において当該許可に係る業を行う者（※2）。

※1 特定被災区域

今回の災害で災害救助法が適用された災害発生市町村の区域（石川県、富山県、新潟県、福井県の一部市町村）

- ・福井県内においては次の3市がこの区域に該当 [令和6年1月現在]
福井市、あわら市、坂井市

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※2 特定被災区域の市町に事業所または処理施設がある事業者を想定していますが、それ以外の理由によりこの措置を適用する場合は所管の県の窓口にご相談してください。

2 延長措置について

対象事業者については、（特別管理）産業廃棄物処理業に係る当該許可の有効期間の満了日が令和6年6月30日まで延長されます。

なお、この措置は特定非常災害の被害者を救済するための措置であり、今般の地震により特段の被害を被っていないなどの理由で、この延長措置の適用を受けない場合は、通常どおりの許可期限内での更新に御協力をお願いします。（許可証の有効期限は、現在の許可証の有効期限から起算します。）

※延長措置を適用する場合は、令和6年6月30日までに更新申請を行ってください。

なお、延長措置を適用した場合、更新後の許可証については、令和11年6月30日（優良認定の場合は令和13年6月30日）を許可有効期限とする許可証の発行を行います。

3 その他

延長措置の適用に当たり、許可証の書き換えを希望する場合は個別の求めに応じ実施しますので、書き換えについては所管の県の窓口にご相談ください。

福井県エネルギー環境部循環社会推進課
廃棄物対策グループ
TEL 0776 - 20 - 0382